

令和01年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和2年2月20日（木） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 職員会館 第2中会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主査）吉田 順二
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）北野 健

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第12号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第13号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第33号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第34号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第35号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は全員ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、9番松本委員と11番茶谷委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。まず、議案第12号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第12号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- それでは、本日配布しています資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。
- 【資料朗読】
- 本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えています。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 庄治委員 番号1と2について庄治委員お願ひします
- 議長 議案第12号番号1と2について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地については、公会堂から番号1は東へ200メートル、番号2は南東へ180メートルのところにあります。申請農地は親子で共有していた農地を、それぞれ単独の所有にするため持分の所有権を移転するものです。申請者は当該農地を家族で耕作されており、生産意欲も高く、農業に必要な機械を持っており、許可しても問題ないと思われます。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 次に、番号3について大前委員お願ひします。
- 大前委員 議案第12号番号3について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、地域の会館から南東へ120メートルのところにあります。申請農地については、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は、15年間ほど夫が県外に所有する農地を家族で耕作されており農業実績もあり生産意欲も高く、農業に必要な機械を持っており、許可しても問題ないと思われます。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 松井委員 県外で営農していて農機具もあるとのことですが、西宮市内にも農機具があるのですか。
- 事務局 現在も農機具を有していますが、夫の定年後、生活基盤の比重を西宮市へ傾けている中で、農機具も徐々に市内の自宅に整えているとのこと。
- 松井委員 わかりました。

- 議 長 他になければ、議案第12号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につき
ましては、許可することとして、ご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので議案第12号につきましては、許可することとします。続
きまして、議案第13号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主
たる従事者証明書交付の件」を上程します。
- 事務局 事務局の説明をお願いします。
- 議 長 議案第13号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事
者証明書交付の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- 生産緑地として指定されています本申請地の農業の主たる従事者であった申請者が
故障により農業に従事できなくなり、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して
生産緑地の買い取り申し出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者が当該生産緑
地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされた
ものです。以上で議案の説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 二本松委員 二本松委員お願いします
- 議 長 議案第13号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地に
つきましては、県道交差点から南へ140メートルのところにあります。申請農地は、
耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませ
んか。
- 委 員 (意見なし)
- 議 長 無ければ、議案第13号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業
の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくことにご異議ござい
ませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第13号につきましては、証明書を交付すること
とします。これより報告案件に入ります。報告第33号「農地法第4条第1項第7号の
規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第33号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」です。
- 【議案書朗読】
- 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事
務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。
- 議 長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませ
んか。
- 委 員 (質問なし)
- 議 長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第
34号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事
務局長の報告をお願いします。
- 事務局 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。
- 【議案書朗読】
- 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事

議 長
委 員
議 長

務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第35号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

報告第35号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)